

同窓会学生会員支援事業に関する規程

第1条（目的）

本規程は、「北九州工業高等専門学校同窓会会則」第2条の規定を踏まえ、学校の名誉や知名度向上に貢献した「同窓会学生会員(団体・個人)」に対し称賛・奨励することを目的とする。

第2条（及び報奨内容）

功労賞や感謝状の受賞資格並びに報奨内容については、別途定めるものとする。

第3条（授与の方法）

功労賞と感謝状の授与は、原則として同窓会長より受賞者(団体・個人)に行うものとする。

第4条（授与の実施時期、実施場所）

功労賞と感謝状の授与の実施時期並びに実施場所については、原則として学校と協議の上決定するものとする。なお、特別な事情がある場合は、随時授与することができるものとする。

第5条（公表）

功労賞や感謝状の受賞者(団体・個人)は、北九州高専同窓会(雄志会)のホームページで公表する。それにより、本校の名誉や知名度向上に貢献するとともに、他の「同窓会学生会員」や「今後の入学希望者」に夢を与えることが期待される。

付則

- 1 この規程は、令和6年2月1日から施行する